

## 第1回 大野市地域安全克雪方針策定協議会 議事概要

日時：令和4年6月9日（木）午前10時30分～11時40分

場所：結とびあ302号室

### 1 委嘱状交付

### 2 副市長あいさつ

大野市において、令和2年度の豪雪時には、除排雪時に3名の方が亡くなり、20名の方が負傷した。また、令和3年度には、20名の負傷者が出ており、大野市の死傷者の多くが65歳以上の高齢者である。

このような状況を踏まえ、除排雪時の死傷事故を防止し、雪に強い安全安心な地域づくりを進めることが急務となっている。

このため、大野市では地域の住民の皆さんをはじめ、地域の関係者の方と地域の現状や将来見込みに基づく課題を共有した上で、安全な地域を実現するための将来構想を設定し、実践に向けた取組等を定める「大野市地域安全克雪方針」を策定していくこととしている。

委員の皆様それぞれがお持ちの高いご見識によります、貴重なご意見を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

### 3 会長、副会長の選出について

会 長 竹田周平委員

副会長 嶋田博之委員

### 4 報告・協議事項

#### (1) 地域安全克雪方針について

地域安全克雪方針について、事務局より説明。

#### (2) 方針の策定スケジュールについて

大野市地域安全克雪方針のスケジュールについて事務局より説明。

#### (3) アンケート調査について

区長アンケートについて事務局より説明。

### 5 意見交換

#### 【委員からの意見】

- ・方針策定に全エネルギーを集中し、この協議会が終わってしまう可能性がある。方針策定後の市民の皆さんへの周知徹底、行政のフォローが大事。

- ・空き倉庫が増え、事業所でも雪下ろしが課題となっている。
- ・田舎の地域では、家の敷地が大きく、母屋だけではなく蔵や倉庫などもあるため、建物を雪下ろししなくてもよいコンパクトな形にしていく支援があってもよい。
- ・屋根雪下ろしは怖いと感じる。今回の区長へのアンケート調査にもあるが、安全性の確保が必要。
- ・高齢者の単身や二人住まいが増えているが、市の雪下ろしの補助制度はどのような基準で対象者を選定されているのか。はじめは区長が選定していたが、昨年度は選定の仕方や説明があいまいになっているように感じる。補助制度の対象をはっきりとして欲しい。地域の状況を一番分かっているのは区長であるため、区長からの提案で対象者を選定する形に戻してはどうか。
- ・第3回協議会は、2月半ばを予定されているが、雪が一番降っているタイミングを避けて2月末にしてはどうか。
- ・地域に若い人がいなくなり、高齢者が屋根に上って事故が起きている。若い人で屋根に上ったことがない人は多いのでは。若い人が自宅や祖父母の家を安全に屋根雪下ろしができる教育、人材育成も必要。
- ・市内では高齢化率が37.7%であり、65歳以上の高齢者が1万2千人弱のいる状況であり、高齢化が進んでいることから、屋根雪下ろしは危険が伴う。また、障がいを持つ方が約2千7百人おられ、その方も屋根雪下ろしを苦労されている。
- ・雪下ろしの業者の一覧は、業者名がたくさん書かれていて、よく分からないという声を聞く。
- ・積雪時に慌てて業者に連絡したが、終わってみると金額が多くかかったという声も聞く。お願いするとどれくらいの費用が掛かるのかを例示してもらくと、お願いがしやすくなるのではないか。
- ・雪が積もる前に、この家に雪が積もって大丈夫なのかどうかを区長さんと一緒に見回って確認することも大切。解体しないといけないような家は、早急に解体した方がよいのでは。解体した方がよい家に住んでいる高齢者に対して、改修などの助言をすることも必要。
- ・大野市のまちなかでは、雪を下ろすと道路に落ちてしまう。除雪の補助は民地だけであるため、道路まで除雪するとかえってお金が掛かる場合がある。民地と道路の除排雪は、グレーな部分もあることからどう整理していくのかについても協議会の課題ではないか。
- ・集会所や神社などの雪下ろしをする際に、一日保険を掛ける必要があるが、今年は命綱を付けないと保険が掛けられないまたは保険を掛けても保険料が下りないと言われた。除雪する方には無理をせずに安全に気を付けて雪を下ろしてくださいという言い方しかできず、命綱をどのように付けるのか、安全性をどのように確保するのか分からなかった。
- ・今回の協議会ではルールやスタンダードを作って、実質的な運用がしっかり

と図られるかが非常に重要なポイントだと思う。その部分についても出来る限りフォローしながら、協働で進めていきたい。

- ・事業所や空き家の対応、それに対する事前準備、市と区長との情報共有の必要性や重要性、加えて高齢者や障がい者の情報共有の重要性を改めて感じた。

## 6 その他

次回の協議内容（予定）について説明